改正後全文

環保企発第 070328001 号
平 成 19 年 3 月 28 日
（最終改正：環保企発第 1409091 号
平 成 26 年 9 月 9 日）

公害健康被害の補償等に関する法律
主管部（局）長　殿

環 境 省 総 合 環 境 政 策 局
環境保健部企画課保健業務室長

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額
の算定方法における肺炎球菌ワクチンの取扱いについて（通知）

標記については、下記のとおりとするので、関係方面への周知方について格段の御配慮を願いたく通知する。

記

１．肺炎球菌ワクチンの診療報酬の額の算定について

肺炎球菌ワクチンは、診療報酬の算定方法（平成 20 年３月厚生労働省告示第 59 号）の規定に基づく使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年３月厚生労働省告示第 60 号）別表に収載された薬剤であり、その投与対象は、

２歳以上で肺炎球菌による重篤疾患に罹患する危険が高い次のような個人及び患者

（１）脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防

（２）肺炎球菌による感染症の予防

①鎌状赤血球疾患、あるいはその他の原因で脾機能不全である患者

②心・呼吸器の慢性疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病、慢性髄液漏等の基礎疾患のある患者

③高齢者

④免疫抑制作用を有する治療が予定されている者で治療開始まで少なくとも 14 日以上の余裕のある患者

とされているが、「薬価基準の一部改正について」（平成４年８月保険発第 123 号厚生省保険局医療課長通知）により、「本製剤は、「２歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」に限り保険給付の対象とするものであること。」とされていることから、公害診療報酬の額の算定においても、同様の取り扱いとしてきたところである。

しかしながら、肺炎球菌ワクチンが呼吸器の慢性疾患のある患者における感染症の予

改正後全文

防に有効であるとされていることから、公害医療の特殊性にかんがみ、指定疾病の続発症予防として使用される場合においては、公害医療の療養の給付の対象とし、公害診療報酬として請求できるものとすること。なお、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき肺炎球菌ワクチンを接種し自己負担分を支払った者に対しては、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成４年環境庁告示第 40 号）の範囲において、自己負担分を療養費で支払うこととされたい。

２．留意点

接種に当たっては、添付文書の記載事項に十分留意すること。特に再接種を行う場合には、その必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔を確保して行うことに留意されたい。